

# 労働関係施策について

## 「福祉から就労」支援事業（仮称）の創設

平成 23 年度予定額 2,810,464 千円

### 1. 趣旨

厳しい雇用情勢の下、住居や生活に困窮する離職者が発生している中、求職活動中の生活を保障する雇用保険制度の他、住居の確保を支援する住宅手当及び総合支援資金貸付、生活保護等がセーフティネットとして機能しているが、社会経済の活性化と持続可能な社会保障制度の確立のためには、雇用施策の担い手であるハローワークと福祉施策の担い手である地方自治体等が、綿密な連携を図り、これらセーフティネット対象者の就労による自立を支援し、いわゆるポジティブ・ウェルフェアを推進することが必要である。

このため、地域ごとに、ハローワークと地方自治体が締結する協定を踏まえ、両者によるチーム支援を中心とした就労自立支援を実施する。

### 2. 事業内容

生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅手当（総合支援資金貸付）受給者等を対象として、以下の支援を実施する。

#### (1) 「就労支援チーム」の設置

自治体等と安定所の担当者の双方から構成される「就労支援チーム」を設置し、特に綿密な支援が必要な支援対象者ごとの支援メニューの決定を行うことなどのチーム支援を行う。

#### (2) 「就職支援プラン」の策定

支援対象者に対し、個々人の状況を勘案して安定就職のための「就職支援プラン」を策定する。

#### (3) 「就職支援プラン」に基づいた「就労支援メニュー」の提供

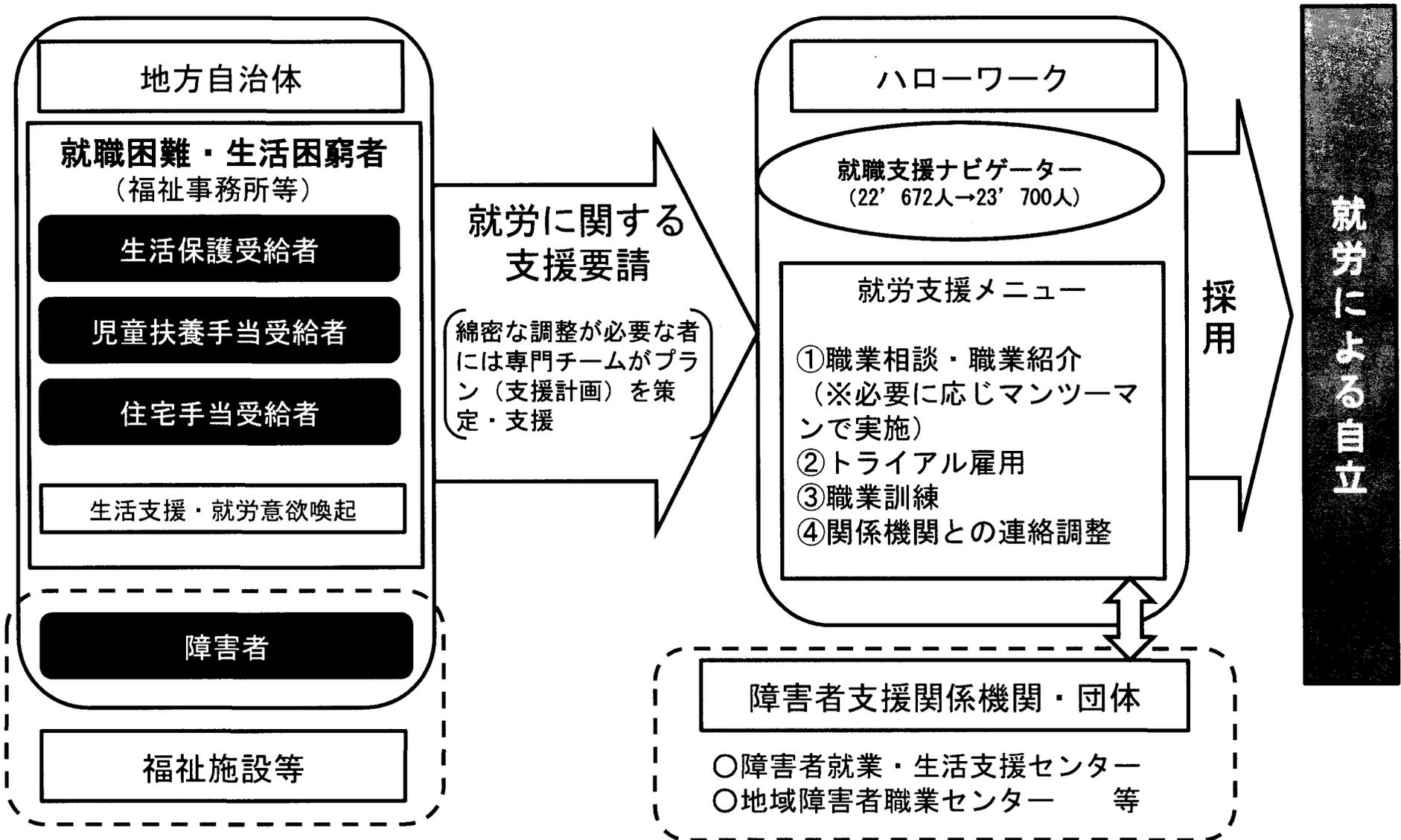
策定したプランの進捗管理を行い、時宜に即した職業相談・職業紹介やトライアル雇用（試用雇用）の活用、職業訓練の受講あっせん等各種事業による就職支援を行う。

#### (4) 「職業準備プログラム」の実施

チーム支援対象者のうち、就労意欲が不十分な対象者など、就職活動の準備が必要な対象者に対しては、「就労支援メニュー」の実施に先立ち、職場体験講習・職業準備セミナー・個別カウンセリング・グループワークから構成される「職業準備プログラム」を実施し、就職意欲の向上を図りながら、よりきめ細かな支援を行う。

# 「福祉から就労」支援事業(仮称)の概要

地方自治体とハローワークの間で、当該事業に関する協定(支援の対象者、対象者数、目標、支援手法、両者の役割分担等)を締結。



# マザーズハローワーク事業の概要

## 概 要

### マザーズハローワーク(平成18年度より設置)

- ・18年度より全国12箇所(札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州)に設置。
- ・子育て女性等(※)に対する再就職支援を実施するハローワーク。  
※子育て女性等とは、子育て中の女性のほか、子育て中の男性、子育てをする予定のある女性を含む。

### マザーズサロン(平成19年度より設置)

- ・19年度よりマザーズハローワーク未設置県の主要なハローワークに「マザーズサロン」(36県各1箇所ずつ)を設置して同様のサービスを展開。

### マザーズコーナー(平成20年度より設置)

- ・20年度より事業未実施地域であって地域の中核的な都市のハローワークに「マザーズコーナー」を設置(20年度60箇所、21年度40箇所、22年度15箇所の計115箇所)。
- ・23年度においては、更に全国に5箇所設置予定。

\* 23年度設置予定のマザーズコーナー5箇所を含め、168箇所を整備

## 支援サービスの内容

求職活動の準備が整い、かつ具体的な就職希望を有する子育て女性等に対する就職支援サービスの提供

### ○ 予約制・担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介

- ・ 個々の求職者の希望や状況に応じた再就職実現のための計画の策定、予約制・担当者制による職業相談・職業紹介等による総合的かつ一貫した支援の実施

### ○ 仕事と子育てが両立しやすい求人の確保等

- ・ 仕事と子育てが両立しやすい求人情報の収集・提供や求職者の希望やニーズに適合する求人の開拓

### ○ 地方公共団体等との連携による保育関連サービスの提供

- ・ 保育所、地域の子育て支援サービスに関する情報の提供等

### ○ 子ども連れで来所しやすい環境の整備

- ・ キッズコーナー、ベビーチェアの設置や子ども連れでも職業相談等が行える十分な相談スペースの確保

# 託児サービスを付加した委託訓練の実施

平成23年度予定額 約2.0億円

対象人員 1,900人

民間教育訓練機関等の施設内託児施設を活用し、又は周辺託児施設と提携し、公共職業訓練の受講者のニーズに応じた託児サービスを提供する場合に、託児サービスに係る委託費をあわせて支給。

【1ヶ月当たり66,000円を付加】

## 事業概要

【対象者】  
原則として就学前の児童を扶養し、  
訓練受講に当たって託児サービスが  
必要な者



### 民間教育訓練機関等

(受講料・託児サービスは無料)

標準3ヶ月

座 学

就  
職

国

委託費  
10/10

都道  
府県

委託費  
1人66,000円/月

### 託児サービスの提供

施設内託児施設

提携周辺託児施設

# 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施

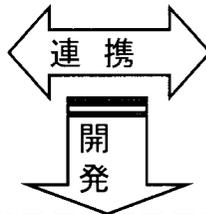
平成23年度予定額 51百万円  
(対象人員 430人)

母子家庭の母等に対する相談・支援に実績とノウハウを有する民間機関と共同で開発した母子家庭の母等の特性に応じた訓練運営マニュアル及びモデルカリキュラム等を活用した訓練コースを民間機関等において実施することにより、母子家庭の母等の就業促進を図る。

## 訓練の流れ

### (1) モデルカリキュラム等の開発

⇒ 平成21年度開発終了

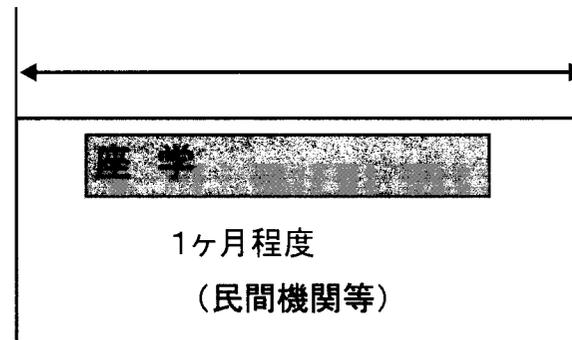


雇用・能力開発機構

- ① マニュアルの整備
  - ・精神的なダメージを負っていることを踏まえた指導上の配慮・心理的配慮
  - ・話しかけ方、接し方等に対する配慮
- ② モデルカリキュラムの開発
  - ・訓練ニーズの把握
- ③ 適切な訓練の運用
  - ・実施に先立って、委託先の担当者を集め研修を実施

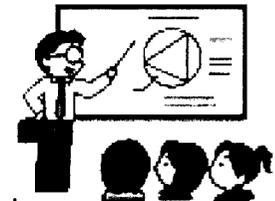
### (2) 職業訓練の実施

キャリア・コンサルティング



託児サービスの提供

(受講料・託児サービスは無料)



キャリア・コンサルティング

就職

# 母子家庭の母等の職業的自立の促進

平成23年度予定額 約4.3億円

対象人員 2,210人

## 1 趣旨

就労経験のない又は就労経験が乏しい母子家庭の母及び生活保護受給者に対して、「準備講習付き職業訓練」を実施し、就職を促進する。

## 2 事業概要

### (1) 対象者

原則として、児童扶養手当受給者及び生活保護受給者であって「自立支援プログラム」に基づき、福祉事務所等を通じて公共職業安定所に支援の要請があった者で、本事業を受けることが適当と認められる者。

### (2) 準備講習付き職業訓練

- ① 就職のための準備段階として、ビジネスマナー講習や自己の職業適性理解講習などを行う「準備講習」(4～5日程度)
- ② 実際の職業に必要な技能・知識を習得させることを目的とした「職業訓練」(3～6月程度)をセットにした「準備講習付き職業訓練」を実施。

### (3) 託児サービスを付加した訓練

託児サービスを提供することができる民間教育訓練機関等において実施

## 3 実施方法

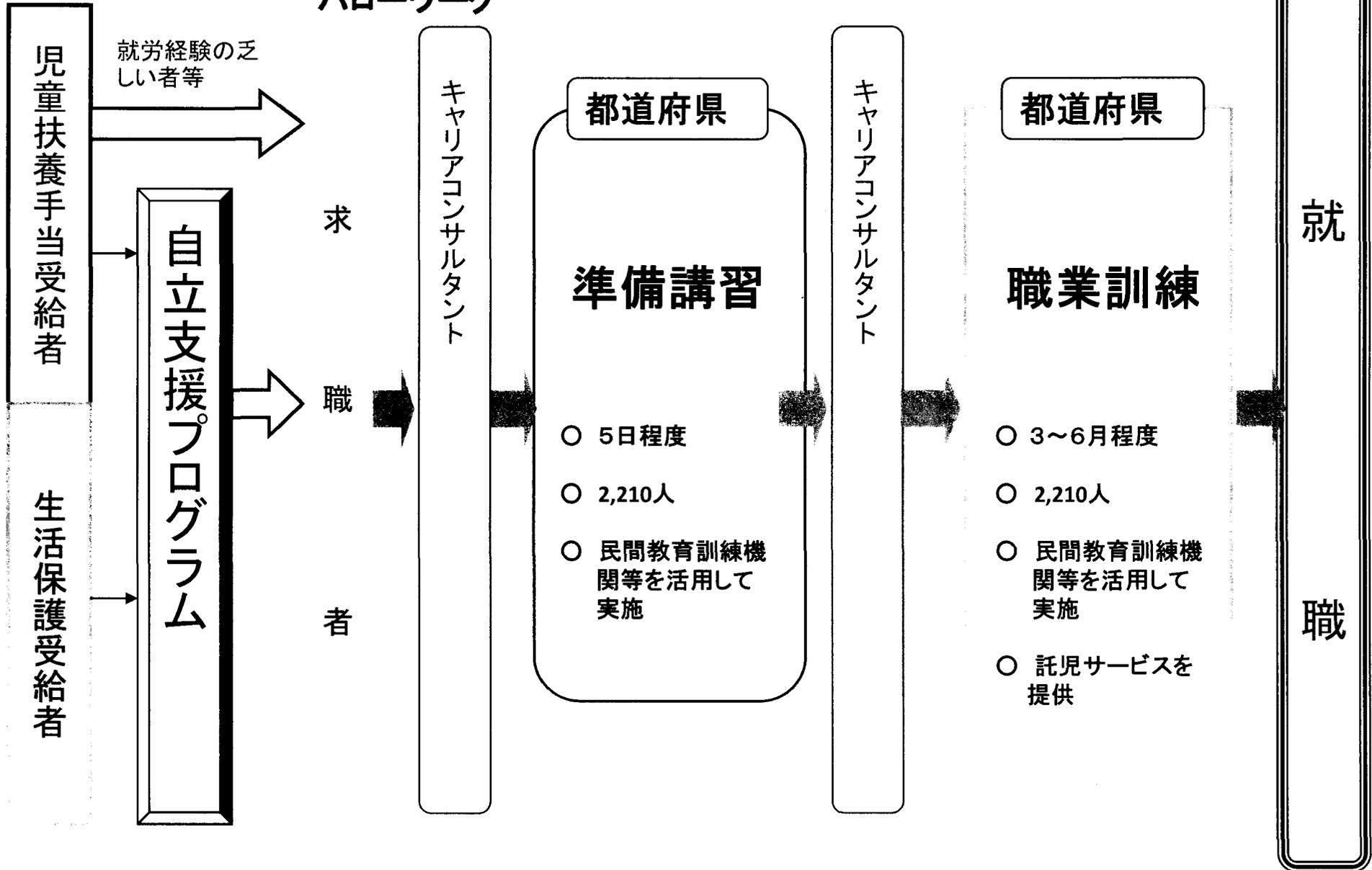
国が都道府県に委託し、都道府県は民間教育訓練機関等を活用して実施。

## 4 実績

受講者数 1,622人、就職率 58.1% (平成21年度)

# 母子家庭の母等の職業訓練機会の拡大

## ハローワーク



# 「緊急人材育成支援事業」について

- 雇用保険を受給できない者（非正規離職者、長期失業者など）等に対する新たなセーフティネットとして、基金を造成し、ハローワークが中心となって、無料の職業訓練及び訓練期間中の生活給付を行う「訓練・生活支援給付」を内容とした「緊急人材育成支援事業」を実施。

## 緊急人材育成支援事業

### 無料の職業訓練と訓練期間中の生活給付の実施

#### ① 職業訓練の拡充

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野（医療、介護・福祉等）における基本能力から実践能力までを習得するための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキルを習得するための訓練

#### ② 訓練期間中の生活給付

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付（月10万円、扶養家族を有する者：月12万円）
- ・ 希望者には貸付を上乗せ（月5万円まで、扶養家族を有する者：月8万円まで）

#### ●事業開始：

21年7月15日 全国のハローワークで相談・受付開始

21年7月29日 職業訓練順次開始

#### ●実績：【訓練】受講者数

22年度：	208,006人
事業開始からの累計：	256,541人

#### 【給付】受給資格認定件数

22年度：	143,962件
事業開始からの累計：	181,403件

（23年1月25日現在）

緊急人材育成・就職支援基金

23年度～

新たな制度として検討

ハローワーク

ニーズや状況に応じて求職者の送り出し

【離職者等

（雇止め等により離職した非正規労働者等）】

事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主

# 均衡待遇・正社員化推進奨励金の概要

パートタイム労働者、有期契約労働者を雇用する事業主が、正社員との均衡のとれた待遇の確保、正社員への転換の推進のため、労働協約又は就業規則により、正社員と共通の処遇制度や正社員への転換制度等を導入した場合に奨励金を支給します。

## ① 正社員転換制度

### I 制度導入（対象労働者1人目）

正社員へ転換するための試験制度を導入し、実際に1人以上転換させた事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大企業：30万円）

### II 転換促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上転換させた事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。

労働者1人につき 20万円（大企業：15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大企業：25万円）を支給

## ② 共通処遇制度

正社員と共通の処遇制度（※）を導入し、実際に対象労働者に適用した事業主に支給。

1事業主につき 60万円（大企業：50万円）

（※）正社員と共通の制度で、職務又は職能に応じた3区分以上の評価・資格制度を設け、その格付け区分に応じた基本給、賞与等の賃金等の待遇が定められていることが必要です。

## ③ 共通教育訓練制度

正社員と共通の教育訓練制度（Off-JTに限る）を導入し、1人につき6時間以上の教育訓練を延べ10人以上（大企業は30人以上）に実施した事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大企業：30万円）

## ④ 短時間正社員制度

### I 制度導入（対象労働者1人目）

短時間正社員制度を導入し、実際に1人以上に適用した事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大規模事業主：30万円）

### II 定着促進（対象労働者2人目～10人目）

2人以上に適用した事業主に対して、対象労働者10人目まで支給。

労働者1人につき 20万円（大規模事業主：15万円）

※母子家庭の母等の場合は30万円（大規模：25万円）を支給

\* 中小規模事業主：常時雇用する労働者が300人を超えない事業主  
大規模事業主：中小規模事業主以外の事業主

## ⑤ 健康診断制度

パートタイム労働者又は有期契約労働者に対する健康診断制度（※法令上実施義務のあるものを除く）を導入し、実際に延べ4人以上に実施した事業主に支給。

1事業主につき 40万円（大企業：30万円）